

動物検疫所関西空港支所交渉（全農林労働組合関空分会）

議　事　要　旨

1 開催日時 平成28年6月29日（水）17：26～17：37（11分）

2 場 所 動物検疫所関西空港支所会議室

3 出 席 者 動物検疫所関西空港支所 杉崎 知己 支所長

　　同 大友 浩幸 次長

　　同 宿里 正明 庶務課長

全農林労働組合関空分会 近藤 隆史 委員長

　　坂井 理一 副委員長

　　山田 和秋 書記長

4 議　題 2016春闘要求書回答

（全農林労働組合関空分会提出 別添「要求書」）

5 議事概要

（庶務課長）

ただいまから、全農林労働組合関空分会からの要求に基づく交渉を開始する。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合関空分会から提出された要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉事項とする事項は、

「3 労働諸条件の改善について」の（1）、ただし「超過勤務手当については全額支給すること」は国公法第108条の5第3項に定める管理運営事項に該当するので交渉事項としない。

同じく「3 労働諸条件の改善について」の（2）、（4）、（5）ただし、「また、公用車出張に伴う移動時間の超過勤務については、同乗者も超過勤務の対象とともに、自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。」は権限外事項であるので交渉事項としない。

（6）、（7）ただし、「育児休業者の代替要員を速やかに確保すること」は管理運営事項に該当するので交渉事項としない。

（8）、

「4 人事評価について」の（1）、（2）

「5 福利厚生施策の充実について」

とし、その他の事項については、管理運営事項等に該当することから要望事項と

して整理しているので、これを前提として交渉を行う。

(組合)

忙しい中対応いただき感謝。こちらから申し上げることはないので、要求事項への回答をお願いする。

(庶務課長)

それでは要求事項について支所長から回答していただきます。

(杉崎支所長)

「3の（1）超過勤務の縮減等」については、管理職員による事前命令の徹底等の実効ある縮減対策の取組を進めているところである。今後とも、定期的に超過勤務縮減の取組の検証を行うなど、適切に対応してまいりたい。

「3の（2）セクハラ・パワハラの防止策の徹底等」については、人事院が作成した「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例（通知）及び防止ハンドブックが職員掲示板に掲載されていることを職員に周知するなど、その防止に努めているところである。

また、セクシャルハラスメント防止については、防止週間において、掲示板に各種通知と併せて掲載する等の周知を行い、セクハラの防止及び排除のための措置を講じているところである。

相談体制については、パワハラやセクハラに起因する問題が生じた場合に限らず、日常的な苦情等の相談に応じ、助言・指導等の措置を講じるための体制（苦情相談員についても掲示板に掲載して周知するなど）を整備しており、引き続きセクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない職場になるよう努めてまいりたい。

「3の（4）国家公務員宿舎の確保」については、宿舎の削減により対応の難しい課題も多いと認識しているが、公務員宿舎は、職員の仕事と生活の基盤となる重要な事項であることから、国家財政事情や公務員に対する厳しい視線を考慮した上で、引き続き、真に公務のために必要な宿舎が確保できるよう、関係機関に要望してまいりたい。

また、職員から要望がある場合には、近隣の不動産業者の紹介や賃貸住宅等の情報を提供してまいりたい。

「3の（5）官用車の機能向上などの安全対策の強化」については、官用車は動物検疫業務において必要不可欠であることから、職員に安全運転の励行を促すなど、安全対策に万全を期すよう引き続き努力してまいりたい。

なお、本省において、交通事故の軽減に必要な機能向上等を図るため、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置を搭載した車両について、今後の普及状況等を勘案

しながら導入を検討することとしている。

「3の(6)及び(7)の年次休暇や育児休業等の取得しやすい職場環境整備」については、年次休暇や夏季休暇等の計画的使用促進のために所内会議等の場において啓発を行っているところであるが、引き続き休暇が取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりたい。

また、動物検疫所では女性職員の割合が年々増加していることから、女性が働きやすく、育児や介護等と両立して活躍できる職場環境の整備についても、引き続き努力し進めてまいりたい。

「3の(8)の管理者と職員とのコミュニケーション」については、各職場において、所内ミーティング等を開催して日頃から管理者と職員とのコミュニケーションを図っているところであるが、引き続き管理者が率先して職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い明るく働きがいがあり、業務が円滑に行えるような職場環境づくりに努めてまいりたい。

「4 人事評価制度」については、人事評価の期首・期末面談にかかわらず、日常的な指導・助言やコミュニケーションについては、所内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場の実情を把握する上で最も重要な手段であると認識している。

今後も、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解が得られる人事評価となるよう尽力してまいりたい。

人事評価の実施に当たり、評価者については、制度官庁が主催する評価者研修に可能な限り多く参加させるとともに、当省主催の管理者研修においても、評価制度や評価結果の活用について指導してきているところである。また、評価結果の活用方法については、各職員に対して昇任・昇格等に活用される重要な事項である旨機会を捉えて周知しているところであるが、引き続き、評価制度等への理解が深まるよう努めてまいりたい。

「5 福利厚生施策の充実」については、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、職場内の相談体制を整備し、職員の健康管理には十分注意を払い、必要な指導等を行っているところである。引き続き健康管理に万全を期すとともに、常日頃から部下と十分コミュニケーションを図り、専門家による支援が必要ではないかと感じた場合は積極的に外部の専門機関に相談できる体制を整備し、職場と専門家が連携して対応することとしているところである。また、職場に復帰する際には、人事院の「試し出勤」制度を一層活用し、職場復帰に関する不安を緩和してから復帰するよう努めるとともに、円滑な職場復帰のための面談と再発防止のための職場復帰計画を作成し、復帰の支援を着実に実施することとしているところである。

職員のメンタルヘルス対策は円滑な業務運営の観点からも重要な課題であり、

引き続き所内関係者と連携しながら対応してまいりたい。

以上です。

(組合)

要求事項について回答をいただいた。引き続き要望事項についても上部機関への働きかけをお願いする。

(杉崎支所長)

本日の交渉を踏まえ、今まで以上に働きやすい職場になるように、引き続き努力してまいりたい。

(庶務課長)

以上で交渉を終了いたします。

15全農林閏空要求第2号
2016年4月22日

動物検疫所

関西空港支所長 杉崎 知己 殿

全農林労働組合閏空分会
委員長 近藤 隆史



要　求　書

動物検疫所に関わる事務・事業は、食の安全・安心、消費者の信頼確保に向け、水際検査を的確に実施し、海外からの家畜の伝染性疾病や人獣共通感染症の侵入等を防止するため、その重要性はますます高まっています。

一方、検疫体制の強化に伴う定員要求は行われているものの、業務量に見合う人員配置となっていないことから、慢性的な超過勤務が発生しており現場で働く組合員の労働条件は厳しさを増しています。

このため、私たちは、農林水産行政の円滑な推進と組合員の生活と労働条件を改善するため、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれでは、下記事項の解決に向け特段の努力をされるよう要求します。

記

1 2017年度予算概算要求、組織・定員要求について

(1) 動物検疫の円滑な遂行に必要な予算を確保すること。また、水際対策の強化に必要な広報活動を充実すること。

(2) 家畜伝染病予防法に基づく口頭質問体制の強化、格安航空（LCC）の新規就航、検疫探知犬の導入など、増加する業務量に見合った定員を確保すること。

2 有資格者全員が昇格できる定数確保を基本に、級別定数の拡大、昇格基準の緩和、高位号俸者の昇格改善を図ること。

(1) 行政職（一）の3級、4級定数を拡大すること。

(2) 専門行政職の3級、4級定数を拡大すること。

(3) 行政職（二）の部下数制限を撤廃し、昇格改善を図ること。

3 労働諸条件の改善について

- (1) 動物検疫所として、厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
また、超過勤務手当については全額支給すること。
- (2) 動物検疫所として、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
- (3) 人事異動にあたっては、組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。
- (4) 円滑な業務遂行に必要な公務員宿舎を確保すること。また、異動に伴う宿舎を早期に決定するとともに、職場に近い宿舎を確保すること。
- (5) 動物検疫所として官用車の機能向上などの安全対策に万全を期すこと。
また官用車出張に伴う移動時間の超過勤務については、同乗者も超過勤務の対象とするとともに、自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。
- (6) 動物検疫所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
- (7) 動物検疫所として、育児休業や育児時間を取得しやすい環境整備を図るとともに、育児休業者の代替要員を速やかに確保すること。
- (8) 動物検疫所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

○ 4 人事評価について

- (1) 期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。
- (2) 評価者訓練を一層徹底するとともに、評価結果の活用方法について周知徹底を図ること。

○ 5 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」に基づき、動物検疫所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。また、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援対策に万全を期すこと。

6 業務運営に関する事項

- (1) 業務量の増加に伴い担当職員に過度な負担とならないよう、当局はマネジメントを十分発揮すること。
- (2) 応援体制に支障が生じることのないよう、必要な出張旅費等を確保すること。
- (3) 応援体制の確立にあたっては、派遣元の通常業務に十分配慮し対応すること。
- (4) 海外検疫出張の人選にあたっては、業務運営に支障が生じないよう職員の意見を十分に踏まえ対応すること。
- (5) 海外派遣や国内検疫における健康安全対策に万全を期すこと。
- (6) 新規業務の対応にあたっては、関係機関と事前調整を十分行い、スムーズな業務運営に努めること。
- (7) 検疫探知犬導入にかかる来年度以降の運用・計画方針の策定にあたっては、職員の意見を十分に反映すること。

以上